

【第 I 部：本編】

現景観計画を基に構成し、
計画期間を追加

第 1 章 景観計画の背景・目的・位置付け

1 景観計画策定の背景と目的【P1】

- (1)景観計画の背景
 - ・景観に配慮した新たなまちづくりの推進に向けた計画の改定
 - ・都市の魅力さをさらに高める景観づくりを、景観関連計画の統合や、上位計画におけるまちづくり方針との連携を図りながら、計画的・効果的に推進する。
- (2)景観計画の目的
 - ・景観法の基本理念を踏まえながら、魅力的な景観の保全・創出を実現するもの
 - ・本市独自の景観を保全・活用・創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和を考慮した良好な景観形成を推進し、市民や来訪者に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい都の形成に資する。
- (3)景観計画の位置付け
 - ・第 6 次宇都宮市総合計画における基本施策「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画
 - ・総合計画や NCC 形成ビジョン、都市マスなどとの連携
- (4)計画期間
 - ・平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とし、第 3 次都市計画マスタープランが見通す平成 49 年度を見据えた計画
- (5)景観計画の対象区域※
 - ・宇都宮市全域

2 景観計画の性格と役割【P5】

- (1)景観計画の性格
 - 1) 景観計画での必要事項
 - 2) 景観計画の適用区分
 - 3) 景観計画の構成
 - 4) 景観計画と景観条例との関係の適用区分
- (2)景観計画の役割
 - 1) 実効性のある景観形成の第 1 ステップ
 - 2) 重点的な景観形成施策の展開
 - 3) 市民、事業者、市の共通認識としての性格

都市景観基本計画、景観推進プランを基に、新たに構成

第 2 章 宇都宮市の景観の現状と課題

1 宇都宮市の景観特性【P8】

- (1)自然：地理的特性、気候、河川、農村・田園、街路樹
- (2)郷土：史跡、歴史的建築物
- (3)都市：都市構造、活動(交通(LRT)、生活・文化)

2 これまでの景観関連の施策や取組【P21】

- (1)市民主体・市民協働の景観形成
- (2)市民・事業者の景観意識の高揚
- (3)規制・誘導による景観形成
- (4)推進体制づくり

3 宇都宮市が抱える景観上の課題【P22】

- (1)景観の保全に関わる課題
- (2)景観の活用に関わる課題
- (3)新たな魅力ある景観の創出に関わる課題

第 3 章 良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本目標【P24】

- (1)市全域における景観計画について
- (2)景観形成の基本目標
 - 宇都宮らしい美しい都市景観の形成
 - 豊かな風土に育まれた
 - うつくしの都(美しい宇都宮)づくり—

現景観計画、及び都市景観基本計画、景観推進プランを基に構成し、NCC 形成に向けた拠点形成や、LRT 整備、大谷地域振興等の新たなまちづくりや、太陽光発電用施設等への配慮に関わる、景観形成の方向を記載

2 市全域における景観形成の基本方針【P25】

- (1)景観形成の基本方針
 - 1) やすらぎのある緑景観の創造・保全
 - 2) うるおいのある水景観の創造・保全
 - 3) 豊かな歴史・文化景観の創造・保全
 - 4) 調和のある街並み景観の創造・保全
 - 5) 快適な道路・広場景観の創造・保全
- (2)地域別の景観形成方針
 - 1) 北西部地域
 - 優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指す
 - 2) 北東部地域
 - 豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す
 - 3) 中央地域
 - 自然と文化の調和を図りながら、中核都市にふさわしい魅力ある景観を目指す
 - 4) 東部地域
 - 鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す
 - 5) 南部地域
 - のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す

3 景観形成重点地区等の基本方針【P43】

- (1)基本的な考え方
 - ・景観計画区域のうち、下記の地域において、地域特性に応じたきめ細かな景観形成が必要な区域を景観形成重点地区として指定し、本市の「顔」となる景観の形成を目指す。
 - ①特徴のある景観を有している地域
 - ②四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域
 - ③魅力ある街並みの形成を目指す地域
 - ・景観形成重点地区候補地域のうち、良好な景観の形成にあたり、特に強制力をもった規制・誘導を図る必要がある区域について、景観地区への指定を検討する。
 - ・地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域について、景観形成推進地区として指定する。
- (2)景観形成重点地区の指定方針
 - 1) 個性ある景観
 - 2) 郷土の景観
 - 3) まちのシンボル景観

第 4 章 景観の保全・創出に向けた考え方・取組

1 基本的な考え方【P48】

- (1)市民の役割
- (2)事業者の役割
- (3)市の役割

2 市民、事業者、市の連携・協働【P49】

- (1)市民参加の促進
- (2)提案制度等の活用

3 市民、事業者の景観意識の高揚【P50】

- (1)表彰事業の実施
- (2)意識啓発の実施
- (3)次世代教育の実施
- (4)市民参加型の啓発イベントの開催

4 規制・誘導による景観形成【P51】

- (1)規制・誘導(行為の制限)の必要性※
- (2)景観特性格の規制・誘導(行為の制限)の必要性※
- (3)届出対象行為の考え方※
- (4)公共施設がけん引する景観形成の考え方
 - 1) 公共施設の景観配慮に関する基本的な考え方
 - 2) 景観重要公共施設の指定方針
- (5)屋外広告物の表示・提出に関する事項
 - 1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な考え方
 - 2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針
- (6)景観形成の支援制度
 - 1) 補助制度
 - 2) 宇都宮市景観アドバイザー制度

現景観計画、及び都市景観基本計画、景観推進プランを基に構成し、規制・誘導の考え方や特徴的な景観の保全・活用等について、新たに記載

5 宇都宮市らしい景観づくりの推進【P53】

- (1)特徴的な景観の保全・活用
 - 1) 大谷石建築物の保全・活用
 - 2) 夜間景観の創出
 - 3) 眺望景観の保全
- (2)景観に関わる施策事業等との連携
 - 1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成との連携
 - 2) LRT 整備に伴う新たなまちづくりとの連携
 - 3) 大谷地域における地域振興・観光振興等との連携
- (3)良好な景観の形成に重要な建造物等の保全
 - 1) 景観重要建造物の指定方針※
 - 2) 景観重要樹木の指定方針※

現景観計画を基に構成し、
本計画の効果検証について新たに記載

第 5 章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制【P56】

2 計画の進行管理【P57】

- ：景観形成重点地区等の指定数
- 景観啓発・景観学習の参加者数
- 景観が良くなったと感じる市民の割合

現景観計画を基に、行為の制限等の指定済の事項で構成

【第Ⅱ部：資料編】（別冊）

第1章 市全域の行為の制限※

- 1 届出対象となる行為
- 2 行為の制限

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限※

- 1 景観形成重点地区
 - (1) 宇都宮駅東口地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限
 - (2) 大通り地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限
 - (3) 白沢地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限
 - (4) 雀宮駅周辺地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限
 - (5) 岡本駅周辺地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限
- 2 景観形成推進地区
 - (1) 中里原地区
 - ①位置及び区域
 - ②景観形成の方針
 - ③建築物等に関する行為の制限
 - ④屋外広告物に関する行為の制限

第3章 景観重要公共施設

- 1 景観重要道路
 - (1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路
 - ①適用日
 - ②施設の名称
 - ③位置
 - ④整備に関する事項
 - ⑤占用許可の基準
 - (2) 大通り
 - ①適用日
 - ②施設の名称
 - ③位置
 - ④整備に関する事項
 - ⑤占用許可の基準

第4章 景観整備機構

- (1) 一般社団法人 栃木県建築士会
 - ①指定年月日
 - ②指定番号
 - ③業務の内容
- (2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会
 - ①指定年月日
 - ②指定番号
 - ③業務の内容